

平成23年度
大田原地区広域消防組合
消防職員採用試験

●職種・人員 消防吏員 6名程度

●受験資格 昭和62年4月2日から平成6年4月1日までに生まれ、高等学校卒業程度以上の学力を有する方(平成24年3月卒業見込みの方を含む)で、採用時に大田原地区広域消防組合管内に居住できる方。

※大田原地区広域消防組合管内とは、大田原市・那須塩原市(旧西那須野町・旧塩原町)。

●応募資格のない方
次のいずれかに該当する方
・日本国籍を有しない方
・成年被後見人または被保佐人
・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方
・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

●試験の期日・場所・内容
○第1次試験
・日時 9月18日(日)
午前9時10分〜午後0時5分
・場所 栃木県立大田原高等学校
・試験内容 教養試験・消防適性検査
○第2次試験
・期日 10月下旬ごろ予定
・試験内容 記述試験・口述試験



体力測定
※詳細は第1次試験合格者に通知。
●最終合格発表 11月上旬予定
●採用予定 平成24年4月1日
●給与 給料・各種手当は、組合規定により決定。

●試験の関係書類
試験案内・申込用紙は、大田原地区広域消防組合消防本部、西那須野分署、黒羽分署、塩原分署、湯津上分署で配布。

・大田原地区広域消防組合のホームページからもダウンロード可。
・郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求」と朱書きし、80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号)を同封。

●試験申込方法 「採用試験申込書」「履歴書」「受験票」に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、大田原地区広域消防組合まで持参または郵送。

●試験申込の受付期間
・7月1日(金)から7月29日(金)までの土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は7月29日(金)までの消印有効。

・郵送の場合は、書留郵便で封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封のうえ、確実な方法で送付ください。

●請求・申込受付・問い合わせ
大田原地区広域消防組合消防本部

総務課庶務人事係
〒324-0052
大田原市城山2-16-1
TEL (23) 30004
http://www.fire119-ontawara.jp/top.html

「り災調査」の認定基準が一部見直されました

市では東日本大震災により住家などが損壊し、「り災証明願」を申請された方に、家屋の損壊度を証明する「り災証明」を発行しています。り災証明の発行にあたっては、損壊した家屋について内閣府が定めた「運用指針」を基に写真判定や現地調査を実施しております。

今回の震災では地盤の液状化などによる被害認定が各地で課題となつていことから、運用指針の被害認定基準の一部が見直されました。

このため、基準の見直しにあわせて次の条件に該当する住家(居住するための家屋)について再度調査を実施しますので、該当すると思われる方は、7月29日(金)までに税務課にご連絡ください。

基礎・柱の傾斜などを再調査のうえ、あらためて被害認定を行います。

●見直された内容
次の①または②に該当する場合、柱の傾斜や基礎の沈下等の程度に応じ、家屋の被害認定の見直しを行います。

柱が一体的に傾いている。(不同沈下)
②地盤の液状化などにより基礎が地盤に潜り込んでいます。(潜り込み)
※調査の結果、被害認定の内容が変わらない場合があります。



【従来の基準】
・柱のみが傾斜
【新たに追加(見直し)された基準】
①基礎から一体的に傾斜
②滑り込み

農地・農業用施設の災害復旧について

東日本大震災で被害にあった農地・農業用施設の災害復旧費用を補助します。詳しくは農林整備課までお問い合わせください。

●対象 工事費10万円以上 原形復旧が対象
●補助率 工事費の50%(上限20万円)
●申請期限 7月15日(金)まで
●問い合わせ 農林整備課農村整備係
TEL (23) 8126